令和５年度　危機管理マニュアル

朝霞市立朝霞第二中学校

Ⅰ　本マニュアルの目的

『生徒の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険を未然に防止し、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処する』

Ⅱ　取組の趣旨《ねらい》

校内の安全管理体制の確立を目指し、全職員が共通理解を図り、緊急事態等に速やかに対応できるよう、日常的な安全管理体制の確立に努める。

Ⅲ　危機管理のさしすせそ

さ・・・最悪の事態を想定して取り組む
し・・・慎重に取り組む
す・・・素早く取り組む
せ・・・誠意を持って取り組む
そ・・・組織的に取り組む

Ⅳ　概要《内容・方法・活動の状況等》

１　安全部会の設置

施設設備の定期的な点検に努めるとともに、機能的かつ効果的な危機管理が行える体制の確立に努める。

（１）委員会構成メンバー
校長・教頭・生徒指導主任・生徒指導部員・各学年代表(３名)

（２）機能・役割
ア　緊急対応マニュアルを作成し、役割分担の具体的行動等について、教職員の共通理解に努める。
イ　校地内施設設備の定期的な安全点検をし、その改善に努める。
ウ　来訪者の受付業務を徹底し、来訪者の目的等を確認する体制の確立に努める。
エ　校内外の巡視体制の確立に努める。
オ　安全教育の推進とその検証に努める。
カ　関係諸機関との連携の充実に努める。
キ　個人情報の保護等に努める。

２　校内における安全管理体制

（１）来訪者への対応
ア　来訪者には、職員・来賓玄関で受付簿に必要事項を記入していただき、来校者証等を、目に付く部分に付けていただく。
イ　来訪者の用件、来訪理由により、所定の場所又は職員の居場所に案内する。
ウ　本校が各種会議・会合等の会場になる場合、適宜玄関等にて受付を行い、来訪者・保護者証等の識別証を渡す。
エ　防犯上、常時正門及び玄関付近の監視に努める。

（２）校内外の巡視体制の確立
ア　教職員による巡視体制
・　登下校時の通学路の安全確保に努める。(必要により巡回・巡視の実施)

・ 校内巡視は複数の教職員で行い、異変発見の際は、巡視者自身の危険回避に努めるとともに、不審者に退去を求め、退去確認後は、すみやかに管理職に報告する。

イ　保護者・地域の協力を得た巡視体制

・ 保護者(教師と保護者の会)・地域関係機関との連携のもと、通学路の巡視活動等を通して、生徒の安全確保への協力をいただく。

（3） 安全教育の充実・点検

ア　全校集会・学年集会等を通じて、生徒及び教職員に対し、安全な生活の確保について、心構えを喚起、啓発する。

イ　関係諸機関との日常的な連携を図り、事件・事故を想定した避難訓練、防犯・被害防止プログラムや救急救命法等の講習会を実施する。

（4） 個人情報の保護等

収集された個人情報はファイリングシステムを活用し、整理・保管し、外部への情報提供の際には、細心の注意を払う。

（5） 教職員事故の防止

教育公務員としての自覚はもとより、通知・通達の指示・伝達を徹底し、マスコミ等で報道される事件・事故について、逐次情報の共有を図り、各自の自覚を促す。

また、教職員倫理確立委員会(別紙要項)を設置し、教育公務員としての責任と使命感を強く自覚する。

Ｖ　緊急時の対応と被害拡大防止への取り組み

１　不審者対応について

（1） 教職員の退去の指示に従わない場合、まず、凶器等の所持の有無を確認する。生徒・教職員に危害を加える可能性がある場合、又は危害を加えている場合…

ア　大声を出す・防犯ブザーを鳴らす等により、事態の緊急性を周囲に知らせる。

イ　職員室への速報(トランシーバーの活用・教職員等による速やかな連絡)

ウ　速やかに管理職に状況を報告し、指示を受ける。

エ　必要な場合は、非常ベルを鳴らす。

（2） 侵入者への対応…被害の拡大を防止するため、侵入者を刺激するような言動を避け、事態の沈静化に努める。

ア　管理職の指示により、複数の教職員で対応し、侵入者を生徒から遠ざける方向で、誘導を試みる。《必要により：「刺又」(事務室及び職員室に各１本ずつ常備)を活用》

イ　状況の推移を逐一、管理職に報告する。

ウ　侵入者の隔離に努めるとともに、必要があれば、校内放送やハンドマイクを駆使して緊急避難放送を行う。

エ　安全な場所(例：体育館等、内側から鍵のかかる場所)に生徒を誘導・非難させ、負傷者等の有無を確認し、管理職に報告する。

オ　管理職から所轄警察署に連絡し、出動を要請するとともに、速やかに教育委員会への一報を入れる。

（3） 負傷者への処置

ア　軽傷者への応急処置は保健室にて行う。

イ　必要と判断する場合、保健主事・養護教諭は医療機関に緊急連絡を入れる。

ウ　負傷した生徒の保護者に連絡する一方、教職員が付き添って病院に搬送する。

エ　重大な事態が生じた場合は、消防署に速報し、救急車の出動を要請する。

（4） 事件・事故後の対応

ア　事件発生に伴い、対策本部を設置し、事後の対応や措置を適切に行う。また、事件・事故の経過について、時系列で記録し、保管するとともに、報道機関への情報提供の窓口を一本化する。

イ　継続して、生徒に危害が加わる可能性がある場合、保護者と教師の会・地域等と連携を取り、教職員の引率のもとに、緊急で集団下校を行う。(生徒及び教職員に緊急集団下校時の班割りを徹底しておく)また、保護者が不在の場合は、連絡が取れるまで、学校に待機させる。

ウ　保護者説明会・地域集会等(仮称)を開催し、必要な情報を提供するとともに、今後の取組の一層の充実に向け、協力・支援を要請する。

エ　被害を受けた生徒・保護者に対して、関係諸機関・スクールカウンセラー・さわやか相談員等との連携により、メンタル・ケアに努める。

※補足　原則として**「生徒の安全確保に関する緊急対応マニュアル」**(別紙)による行動をとる。

２ 地震等の災害時の対応について

（１）震度3程度の場合

ア　放送により、机の下等に隠れ、安全の確保について指示を行う。

地震発生後直ちに校内点検を実施する

イ　異常があった場合

① 教育総務課に電話で報告をし、支障報告書をFAX で送信する。(校長または教頭)

② 安全確保に努め、応急処置をする。

ウ　異常があった場合

① 直ちに、教育総務課に支障報告をFAXで送信する。課業時間が過ぎている場合でも、翌日の午前8 時15 分までに報告をできるようにする。（校長または教頭）

② 安全確保に努め、応急処置をする。

（２）震度4程度の場合

★緊急時参集　〈学校地震対策本部設置〉

ア　生徒を避難誘導し、安全の確認を行う。

イ　校内を校長又は教頭を中心として、直ちに点検し、異常の有無に関わらず、

① 教育総務課に直ちに電話で報告（校長、教頭が不在の場合は点検者）し、その後、支障報告をFAX 送信する。

② 安全の確保に努め、応急処置をする。

ウ　安全を確認後、生徒を教室に戻す。

（３）震度5 弱以上

★緊急時参集　〈学校地震対策本部設置〉

第1 次参集　　（校長指示後）　　第2 次参集

ア　生徒を避難誘導し、安全の確認を行う。

イ　校内を校長又は教頭又を中心として、直ちに点検し、異常の有無に関わらず、

① 教育総務課に直ちに電話で報告（校長、教頭が不在の場合ば点検者）し、その後、支障報告をFAX 送信する。

② 安全の確保に努め、応急処置をする。

ウ　生徒の安全を確認し、通学路の巡視を行い、引き渡しカードにより保護者への引き渡しを開始する。

エ　課業時間外の場合、市内に在住する教職員は、学校に参集する。（校長、教頭以外は校長の指示による）

オ　課業時間外の場合、市外に在住する教職員は、学校の実情に応じて学校に参集する。(校長の指示による)

カ　必要に応じて避難所開設の準備をする。（朝霞市と連携をする）

キ　緊急連絡網・配信メール（城山メール）・ＨＰ等により情報を発信する。

（４）本校にとどまるのが危険な場合について

校舎の著しい倒壊等による内外壁等の飛来落下や、校舎周辺の液状化等が認められた場合は、**３ 水害、液状化の対応について** に基づき対応し、二次避難場所へ移動する。

※ 火災等の災害時の対応は、**「地震」を「火災」等に読み替え、臨機応変に対応する。**

※補足 原則として**「地震・火災発生時の緊急対応マニュアル」**(別紙)による行動をとる。

３ 水害、液状化の対応について

（１）情報の収集を行う。

・避難に関する情報等（朝霞市）
・気象、河川、水位に関する情報（国土交通省・埼玉県）
・交通情報（ＪＲ東日本・東武鉄道）

（２）避難情報の伝達経路

朝霞市（避難準備情報・避難勧告・避難指示）

↓（防災無線等にて情報収集）

朝霞第二中学校

↓（朝霞市の指示に従い避難開始）

朝霞第二小学校へ

（３）二次避難場所

朝霞第二小学校　　朝霞市岡3-16-13　　tel　048-461-0042
（朝霞市の指示に従う。朝霞第二小学校と相互的に連絡をとり連携を行う。）

（４）避難誘導について

避難勧告・避難指示等が発令された場合、校長・教頭の指示のもと、担任を先頭に朝霞第二小学校へ避難をする。

（５）家庭への連絡

ＨＰや配信メール（城山メール）で、避難状況等を保護者へ周知する。引き取りカードを活用し、保護者への生徒の引き渡しを確実に行う。

（６）その他

・避難勧告等が発令された場合、副担任は校長・教頭の指示にしたがい、倉庫内の備品等、書庫内保管の重要文書の搬出は副担任が行う。
・はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位等、水位観測所の水位状況に応じた基準値に基づいて、朝霞市の指示に従い避難を行う。

４ 生徒事故の対応について

（１）生徒のケガ等、事故の発生の場合

ア　教育指導課へ報告する
イ　ＡＥＤ・保険証等の確認
ウ　加害者がいる場合には、双方の保護者に事故について詳しく説明する。

（２）家庭への連絡をするとき

ア すぐに医療機関にタクシー、必要なら救急車で搬送する。
イ その間、生徒の様態について保護者と連絡を取る。

ウ　可能であれば、保護者にも病院へ来てもらう。（保険証・診察券・お金を持参）

（３）保健室における救急処置

ア　出血している傷については、血液を直接触らないようにする。（双方の感染防止のため）

イ　ＡＥＤによる救命活動も想定に入れる

（４）移送の手配について

ア　医療機関に連絡をとり、診察可能かどうかを確認・依頼する。

イ　搬送方法については校長・教頭の指示によりおこなう。

ウ　原則として救急車やタクシーを使う。

エ　自家用車を使用するときは、管理職の許可を得る。

オ　緊急時連絡方法を携行する。（ファイリングの引き出しの中に在中）

カ　救急車を呼ぶ判断は校長が行う。校長が不在の場合は教頭が行う。管理職が不在の場合には、養護教諭または教務主任が判断し、管理職に速やかに連絡する。

事故発生　―　授業担当者、担任･部活動顧問

↓

校長

↓　　　教育委員会

教頭

↓

養護教諭・保健主事

救急処置（不在時は担当教師）　　↓　　・引率者の手配　・事後措置の指示

保護者　　医療機関

（ＡＥＤによる救命活動も想定に入れる）

救急車を要請する際の留意点

朝霞市立朝霞第二中学校

まず、落ち着いて次のことをはっきりと伝える。

(1) 局番なしの「１１９番」…「救急車をお願いします。朝霞第二中学校の○○です。体育館で授業中に突然、倒れ、後頭部を打ち、出血しています。意識がありません。至急、救急車の出動を要請します。住所は朝霞市岡199。電話番号は461-6540です。場所は、朝霞第二中学校の（例）体育館内です」

(2) 事故（疾病）の原因…いつ、どこで、どうして怪我（どんな状態で発病）をしたのか。

(3) 負傷者の状態…まず、意識、呼吸、脈拍、出血の有無。今、どんな状態であるか。
見たままの状態を簡単に伝える。怪我人が複数いる場合は、その人数等も伝える。
その他、対応者の質問に的確、簡潔に答える。

(4) 遠くで救急車のサイレンが聞こえたら、すぐに外へ出て案内する。現場に到着した救急隊員に次のことを連絡する。

① 救急車が到着するまでの様態の変化
② 負傷者のために行った応急手当の内容
③ 持病があれば、その病名や服用している薬品名、かかりつけの医療機関名等。

(5)その他　注意事項

① 状況に応じてはサイレンを鳴らさないよう依頼する。
② 救急車到着までに、担任、またはそれに代わる者は、事故発生時刻、事故発生原因、処置状況などを殴り書きで良いから記録しておく。
③ 救急車を呼ぶときに、別の者が同時に保護者に連絡する。必要に応じて保険証を持参してもらう。保護者に対してはくれぐれも誠意ある対応をとる。
④ 救急車に同乗する時は、緊急連絡網や保健調査表等を必ず持参する。（携帯電話を持っている者は、それも持参し、逐次学校へ状況を報告する。）
②の記録者は記録を必ずとっておく。
⑤ 事故の状況によっては、速やかに「緊急対策本部」を設置する。